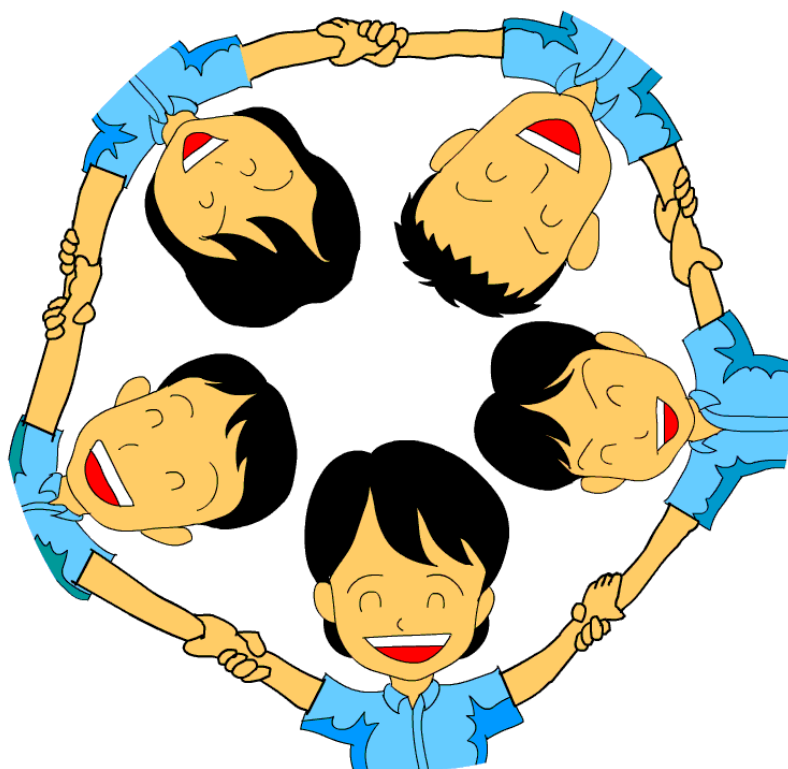


# いじめ防止基本方針



平成28年4月

安中市立九十九小学校

# いじめ防止基本方針

安中市立九十九小学校

## 1 策定の目的

いじめは、被害児童だけでなく加害児童の心身の健全な発達にも重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、問題行動などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、家族をはじめ関係学級・学校の友達の内にも大きな傷と悲しみを負わせるものである。そこで、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定する。

## 2 目指す児童像（学校教育目標、人権教育目標、児童会宣言を受けて）

- (1) 友達同士のコミュニケーションを大切にし、相手の気持ちを理解することができる児童
- (2) 友達のよいところを進んで見つけ、互いに認め高め合うことができる児童
- (3) いけないことは、いけないと自分自身を律することができ、正しく行動できる児童

## 3 関係法令等

- (1) いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布、9月28日施行）

○学校はいじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。  
（第13条）

○学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（第22条）

- (2) いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学省通知）
- (3) 群馬県いじめ防止基本方針（平成25年12月策定）
- (4) 安中市いじめ防止基本方針（平成26年 4月策定予定）

## 4 いじめ防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条代項

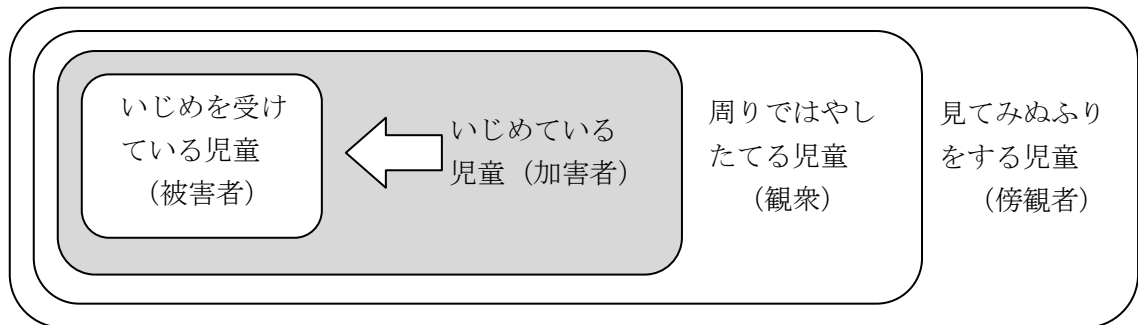
この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (2) いじめに対する基本認識

- いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得るものであること。
- いじめはほんの些細なことから予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあること。
- いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であること。
- 「いじめられている側にも問題がある」という認識や言動を示すことは、いじめている児童や周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童を容認することになること。
- いじめを受けている児童に対しては、生命・心身を保護することを第一に考え、いじめられている子を全力で守り抜くこと。
- いじめを行っている児童に対しては、毅然とした態度で継続的に指導を行うこと。

○保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携に努めること。

### (3) いじめの構造（四層構造）



いじめは、単にいじめを受けている児童といじめている児童の関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」などの周囲の児童たちの反応も大きく影響しているため、家庭環境も含めていじめの背景や要因の慎重な理解に努める。

### (4) 主ないじめの態様

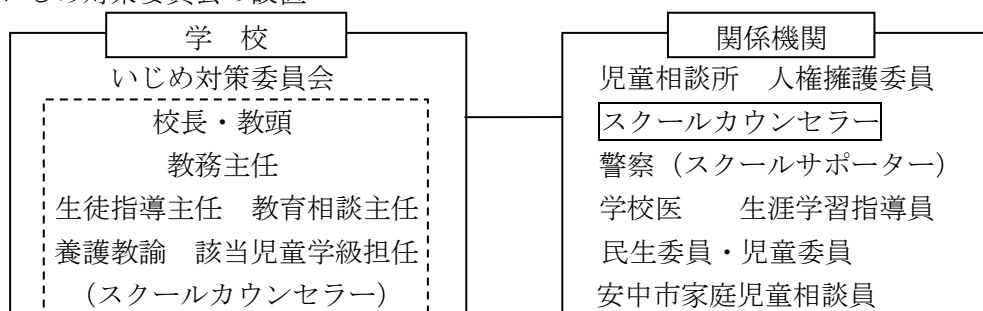
- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句など、いやなことを言われる。
- 持ち物に落書きをされる。
- 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ぶつかってきたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品を強要されたり、持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、電子メールやインターネットを介して誹謗中傷される。

### (5) いじめ防止等の対策に関する基本的な考え

- 人権教育及び生徒指導の全体計画並びに道徳教育の年間指導計画の中にいじめに関する指導事項を位置付け、児童の心をバランス良く育てるようにする。
- 児童が自分たちの力で人権啓発活動（児童会活動を中心とした特別活動の充実）を積極的に推進できるよう支援することにより、学校に「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを見て見ぬふりをしない」という気運を醸成する。
- 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校・学級づくりを進める。
- 児童の学力向上を図り、授業中に不安や不満が高まらないようわかる授業づくりに努める。
- 異学年集団での活動や、社会体験、地域との交流学习を通して、自己有用感を高める。
- 学校生活での不安や悩みの解決のため、スクールカウンセラーを活用する。

## 5 いじめ防止等のための校内組織

### (1) いじめ対策委員会の設置



全職員

PTA本部役員

保護者

(2) いじめ対策委員会の構成

構 成 員	役 割
校 長 教 頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校基本方針の提示</li> <li>・ いじめ対策委員会の開催</li> <li>・ いじめに関する年間計画の実施状況を点検し、必要に応じて指導・助言を行う。</li> <li>・ 関係機関との連絡・調整</li> <li>・ 学校だよりやホームページで、学校のいじめ防止の取組の様子を情報発信する。</li> </ul>
教務主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進、学力向上に向けた授業改善など、教育課程の質的な管理を行う。</li> <li>・ 異学年交流、社会体験、地域人材の活用など、児童の自己有用感を高めるための活動を推進する。</li> </ul>
生徒指導主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員の共通理解を図る。</li> <li>・ いじめ問題に関する情報収集と記録</li> <li>・ いじめ対策年間計画の立案・調整（人権教育・特別活動担当）</li> </ul>
教育相談主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スクールカウンセラーの活用計画の提案・調整</li> <li>・ C &amp; S 質問紙の実施</li> <li>・ 配慮児童への対応の提案</li> </ul>
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健室における相談状況の報告及び健康相談活動の実施</li> <li>・ 該当児童の身体状況の把握（あざの有無やけがの確認など）</li> <li>・ 保健室の活用についての提案</li> </ul>
(該当児童) 学級担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ問題に関する情報収集と記録</li> <li>・ 生活アンケートの実施・集約</li> <li>・ いじめ対策年間計画に基づいた学級活動実施・指導</li> </ul>
(スクールカウンセラー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加害児童、被害児童、保護者への対応</li> <li>・ 学校の相談態勢への助言</li> </ul>

(3) いじめ対策委員会の主な役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- 家庭・地域の啓発活動の中心となり、担任と併せていじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に対する情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いの情報があった時には緊急会議を開き、該当学年担任と連携して、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者の対応を組織的に行う。
- 当該児童がいじめを否定したり、周囲がいじめと認識していなかったりする場合も、いじめにつながる行為に対しては組織的な対応を行う。

## 6 未然防止の取組

### (1) 学習指導の充実

- 生徒指導の3つの機能「自己存在感を与える授業」「共感的人間関係を基盤とした授業」「自己決定の場を与える授業」を活かした授業づくり
- 校内研修の充実、積極的な授業公開により、「わかる」「楽しい」授業づくりと学習規律の徹底
- 児童の表現力育成を通した一人一人の活躍の場の保障、自己存在感の高揚

### (2) 学級経営の充実

- 学習や生活のルールの改善による温かく規律ある学校生活の充実
- 児童一人一人が学級に所属感を持てるような掲示物の工夫
- 児童同士で認め合える場の設定

### (3) 人権教育の充実

- 温かい学級・学校づくりのための授業、給食、清掃、休み時間等における常時指導の充実
- いじめ問題対策を含めた人権教育全体計画の改善
- 教職員の人権感覚高揚のための校内研修の充実

### (4) 道徳教育の充実

- 規範意識、友情、思いやり、寛容、誠実、公正公平、親切、勇気など、いじめの未然防止に関連した道徳的価値の追求
- 自己を振り返り、生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育むための授業づくり

### (5) 特別活動の充実

- いじめにつながるような学級の諸問題を自分たちで解決していこうとする自発的・自治的な学級活動の推進
- 児童集会や校内スローガンの決定など、児童がいじめ問題を主体的に考え、自主的ないじめ防止につながるような児童会活動の推進
- 異年齢の友達ともよりよい人間関係を築くことができるような縦割り班活動の推進

### (6) 学校体制の充実

- 休み時間など教職員の目が届きにくい時間帯にも児童を観察することや、遊びと会話など児童とふれあう機会を設けて、学校生活全般の様子にきめ細かく目を配るようになる。
- 悩みや不安を抱える児童には共感的にかかわり、養護教諭やスクールカウンセラーなどと連携しながら助言や支援に努める。
- 児童のよい取り組みや努力したところなどを、日頃から積極的に情報交換できる職員関係を築く。
- 幼稚園、保育園、中学校、学童保育との情報交換も大切にし、児童の生活全般や家庭環境、生育歴等を踏まえた適切な支援に努める。

### (7) 家庭・地域との連携

- 学校だよりやホームページを利用し、学校の様子を積極的に発信する。
- 保護者や地域の方が安心して学校に相談しやすい雰囲気をつくるため、日頃からあいさつや会話などを通して積極的にコミュニケーションを図るように努める。
- 生涯学習指導員との連携を通して地域ボランティアの積極的な活用に努め、様々な体験活動や交流学習の中で児童の自己有用感を高めるようにする。

○生涯学習だより等を使って、学校での取り組みやお願い等を伝えていく。

## 7 早期発見の取組

### (1) 生活アンケートの実施

○「自分が嫌な思いをしたこと」(悪口、脅し、仲間はずれ、無視、金品略奪、持ち物破損、強要、メール等)や、「友達が嫌な思いをしているのを見たこと」を中心に、毎月末に実施する。

### (2) 学級の雰囲気と自己肯定感を把握する質問紙 (C&S)

○「クラスに関するアンケート」(何でも話せる雰囲気、みんなのことをよく知っている、相談できる等)や、「自分自身に関するアンケート」(違う人になりたい、みんなの前では話しにくい、変えたいことがある等)を中心に、年1回(1月)に実施する。

### (3) 教職員の日常観察・情報共有の充実

○休み時間等に担任以外の教職員も児童と交流する機会を積極的に設けて、複数の目で児童の様子を観察するように努める。

○児童の座席、ロッカー、持ち物等に異変がないか、特に注意して観察するようにする。

○教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、校内巡視を計画的に行ったりしながら、小さな変化を見落とさないようにする。

○職員会議や朝会での児童に関わる情報交換はもちろんのこと、日頃から職員間で積極的に情報交換を行うように努める。

### (4) スクールカウンセラーの活用

○授業参観や教職員との面談を通して、児童理解に努める。

○定期的に児童の個人面談の機会を設定し、児童とスクールカウンセラーのよりよい人間関係を築くとともに、児童が不安や悩みを相談できる体制を整える。

○必要に応じて保護者との面談の機会を設ける。

### (5) 相談機関の周知

○児童や保護者に学校への相談方法を周知するとともに、県や市町村の関係機関、スクールカウンセラー等、学校以外の相談窓口についても学校だよりや掲示物で周知する。

○いじめを訴えることの意義について、日頃から児童を指導しておく。

## 8 早期解消の取組

### (1) 組織的な対応

○いじめ対策委員会の開催

○いじめの情報の共有(発見者からの報告等)

○対応方針の決定

- ・情報の整理(いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の児童の行動)
- ・緊急度の確認(自殺、不登校、脅迫、暴行等)
- ・事情聴取や指導の際に留意する点

○役割分担

- ・被害者からの事情聴取と支援担当
- ・加害者からの事情聴取と指導担当
- ・周囲の児童と全体への指導担当
- ・保護者への対応担当

- ・関係機関への対応

#### ○事実の究明

- ・いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導が行えるようにする。
- ・聴取は、①被害者→②周囲にいた児童→③加害者の順に行う。(被害者と加害者を同じ場所で事情聴取しない。)
- ・事情聴取は人目につかない場所や時間帯に行う。(プライバシーへの配慮)
- ・情報に相違がないか複数の教職員で確認しながら聴取を進める。
- ・情報提供者の秘密を厳守し、報復が起こらないよう細心の注意をはらう。

#### (2) いじめの被害者への対応

- いかなる理由があっても、被害者の味方になり守り抜くことを伝える。
- 担任を中心に、児童が話しやすい教職員が対応する。
- いじめを受けたつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
- 児童のよさを認め励まし、自己否定につながらないように配慮する。
- 加害者との今後の接し方について具体的に助言する。
- いつでも相談に乗ることを伝え、安心して学校生活を送ることができるようにする。
- スクールカウンセラーと連携し、児童の心のケアに努める。

#### (3) いじめの加害者への対応

- いじめを行った背景を理解しつつ、行為に対しては毅然とした態度で指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくべきなのか児童自身に考えさせるようにする。
- 被害者の辛さに気づかせ、加害者の自覚をもたせる。
- いじめは絶対に許されない行為であることを理解させ、責任転嫁させない。
- 不平不満や本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴くようにする。
- 授業や学級活動などで活躍する場面を意図的に設定し、よさを認めていくようにする。

#### (4) 観衆、傍観者への対応

- いじめは学級全体の問題として対応していく。
- いじめの様子を教師に教えることは、被害者を救うことであり、人権と命を守る大切な行動であることを理解させる。
- 被害者が観衆や傍観者の態度をどのように感じていたか考えさせる。
- いじめのない学級にするためにどうしていったらよいか話し合いをさせる。(再発防止)

#### (5) 保護者への対応

##### ○被害児童の保護者

- ・事実が判明した時点で迅速に家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。(電話で簡単に対応しない。)
- ・対応方針を具体的に示す。
- ・経過を伝えるとともに、保護者から情報提供を受ける。
- ・「被害児童にも問題がある。」といった誤った発言をしない。
- ・いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行い、心のケアに努める。

##### ○加害児童の保護者

- ・事情聴取後、児童を送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で児童に事実の確認をする。
- ・被害者の様子を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。

- ・事実を認めなかったり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認や指導方針を提示することを伝え理解を求める。
- ・子育てについての批判はしない。

## 9 保護者・地域との連携

- 年度当初、学校・学級だより、学級懇談会、PTA 本部役員会、学校評議員会等でいじめ問題に対する学校の認識や指導方針を周知し、協力と情報提供を依頼する。
- 保護者からの面談等の要望を気軽に受け入れられる体制を整えておく。
- 地域との交流学習や地域行事への積極的な参加を通して、情報提供しやすい関係づくりに努める。

## 10 教育委員会及び関係機関との連携

関係機関	連携を必要とする状況
安中市教育委員会 (群馬県教育委員会) (西部教育事務所) 393-7076	・いじめの報告 ・対応方針についての相談
群馬県総合教育センター いじめ・生徒指導相談室 0120-889756	・指導方針や解決方法についての相談 ・児童や保護者への対応方法についての相談
西部児童相談所 群馬県警察本部少年育成センター 安中警察署生活安全課 322-2498 027-221-1616 381-0110	・いじめによる暴行、傷害事件、恐喝等の刑事事件発生時の通報、相談
田口医院(学校医) 群馬県こころの健康センター スクールカウンセラー 393-1731 027-263-1166	・被害児童の外傷についての対応 ・心的外傷についての対応
西部児童相談所 安中市役所 保健福祉課福祉子ども係 子ども課子ども育成係 家庭児童相談員 382-1111(代)	・被害児童、加害児童への福祉的・心理的側面からの支援の在り方についての相談

## 11 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

- いじめにより被害児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた事案
  - ・児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害(金銭の強要や器物損壊等)を負った場合、精神性の疾患を発症した場合など。
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席した事案
  - ・年間30日を目安とする。ただし、6日以上連続して欠席しているような場合は迅速に対応する。
- その他の事案
  - ・いじめの被害児童または保護者が、精神的被害が重大であると判断される場合。

### (2) いじめ防止対策推進法に基づく調査

- 第28条 学校または教育委員会は、その事案が重大であると判断した時は、重大事態調査委員会等を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係(要因、時期、



行為者、態様、背景事情、人間関係、問題点、学校の対応状況等)を明確にするための調査を実施し、いじめを受けた児童及びその保護者に情報を提供するとともに、地方公共団体の長に報告する。学校が調査主体となる場合は、いじめ対策委員会を主体とし、第三者の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

○第30条 地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、学校や教育委員会の行った調査について再調査を実施することができる。

(3) 被害児童の保護

- 複数の教職員が間断なく見守る体制の構築
- スクールカウンセラーによる授業観察・保護者の心のケア
- いじめが原因で不登校になっている児童の適応指導教室への通級・別室登校の実施

(4) 加害児童への対応

- 被害児童が安心して学習できるようにするための、加害児童の別室登校の検討
- 警察への相談・通報（暴行や金銭の強要などの犯罪行為の場合）
- 懲戒（学校長による訓告）や出席停止の検討
- スクールカウンセラーによる授業観察・保護者の心のケア

(5) 教育委員会・関係機関との連携

- 教育委員会への報告と連携
  - ・市教委指導主事、県教委スクールカウンセラースーパーバイザーの派遣依頼
- 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携
  - ・いじめの原因の一つとして家庭に虐待があると疑われる場合や、児童に精神疾患等が認められる場合
- 群馬県こころの健康センターとの連携（自殺事案発生の場合）
  - ・精神科医等からなる「こころの緊急支援チーム（CRP）」の派遣依頼

(6) 保護者・地域との連携

- いじめ対策緊急保護者会の開催
  - ・憶測や噂などの誤った情報で事態が混乱することを防止するため、教育委員会との連携の下、個人情報に十分配慮しながら事案の状況や学校の対応などについて説明する。
- PTA 本部役員との連携
  - ・役員が関係児童の保護者に対して働きかける方が有効な場合もあるので、必要に応じて情報提供を行い、協力を依頼する。
- 民生委員・児童委員、地域人材との連携
  - ・学校外での児童の様子にも間断なく目を配るため、地域での見守り、巡回を依頼する。

12 いじめ防止に関する年間計画

実施月	県・市の取組	本校の取組
4月		◆職員会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止に関する年間計画の共通理解</li> <li>・指導引き継ぎ</li> </ul> ○学級開き <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間関係、学級のルールづくり</li> </ul> ○1年生を迎える会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年生を温かく迎え、仲良く、助け合って学校生活を送</li> </ul>

		<p>れるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学習参観・学級懇談会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導方針の説明</li> </ul> </li> <li>○生活アンケートの実施</li> </ul>
5月	春の「いじめ防止強化月間」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○強化月間用のぼり旗の設置（県教委より配布）2本 5/1</li> <li>●朝礼（5月9日） <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校長より、思いやりの心の大切さ、いじめ防止等についての講話</li> </ul> </li> <li>○スクールカウンセラーによる児童個人面談の実施</li> <li>○生活アンケートの実施</li> <li>○のぼり旗撤去5/31</li> </ul>
6月		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆いじめ対策委員会①開催（6月15日） <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止に関する年間計画の検討 <u>（作成された生徒指導年間計画を基にする）</u></li> <li>・一年間を通して取り組んでいく内容やテーマを決める <u>（「あいさつをきちんとしよう」など）</u></li> </ul> </li> <li>●職員会議</li> <li>○児童会によるいじめ防止活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ほかほかの木」「あいさつ運動」「ありがとうデー」等</li> </ul> </li> <li>○学習参観・学級懇談会の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者との意見交換</li> </ul> </li> <li>○学級の雰囲気と自己肯定感を把握する質問紙(C&amp;S)の実施</li> <li>○生活アンケートの実施</li> </ul>
7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○七夕集会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学級の願い事を掲示（人権教育の観点から作成）</li> </ul> </li> <li>○学校評価①の実施</li> </ul>
8月	子ども会議準備会 8月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆いじめ対策委員会②開催（8月19日） <ul style="list-style-type: none"> <li>・1学期の反省と2学期の指導方針等確認</li> </ul> </li> </ul>
9月	いじめ防止ポスター・ 標語コンクール 缶バッジを利用した 取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止・ポスター応募呼びかけ</li> <li>○生活アンケートの実施</li> <li>○児童会から全校児童への缶バッジの紹介・取組</li> </ul>
10月	いじめ防止フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活アンケートの実施</li> </ul>
11月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権擁護委員による指導（人権教室）</li> <li>○保護者個人面談の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者からの情報収集、対応策等についての話し合い</li> </ul> </li> <li>○いじめ防止標語・ポスターの提出</li> <li>○生活アンケートの実施</li> </ul>
12月	冬の「いじめ防止強化月間」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○強化月間用のぼり旗の設置 12/1</li> <li>人権週間 12/1～12/11</li> <li>○朝礼</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校長より、人権講話</li> <li>○ 強化月間用校内のぼり旗の設置</li> <li>○ 人権集中学習（教科、道徳、学級活動等）</li> <li>○ 人権作文・標語・ポスター応募呼びかけ</li> <li>○ 学校評価②の実施</li> <li>○ のぼり旗撤去 1 2 / 2 2</li> </ul>
1 月	安中市いじめ防止 子ども会議 1/31（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職員会議</li> <li>● アンケート結果による学級での話し合い活動</li> <li>○ 人権作文・標語・ポスターの提出</li> <li>○ 人権作文の発表</li> <li>○ 児童会による会議に向けての準備</li> <li>○ 生活アンケートの実施</li> <li>○ 学級の雰囲気と自己肯定感を把握する質問紙(C&amp;S)の実施</li> </ul>
2 月	ポスター・標語表彰	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活アンケートの実施</li> <li>◆ いじめ対策委員会③（2月24日） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年間の成果と課題について協議</li> </ul> </li> <li>○ 「いじめ防止子ども会議」で発表した内容を、全校児童に伝える（朝礼や児童集会の時間等で）</li> </ul>
3 月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 6年生を送る会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卒業生に感謝の気持ちを持ち、自分たちでよりよい学校をつくろうとする意欲を高める。</li> </ul> </li> <li>○ 児童会活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年間の活動を振り返り、次年度につなげるようにする。</li> </ul> </li> </ul>